

日本DPO協会第9回個人情報保護セミナー  
「改正電気通信事業法への対応  
～利用者情報の外部送信規律の対応～」  
TMI総合法律事務所 パートナー  
弁護士 大井 哲也 先生

2023年3月23日（木）15:00～16:00

あいさつ「情報通信とプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

# 2020年改正個人情報保護法附則第10条

- 2020年改正法の附則第10条
- 「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、**情報通信技術の進展**、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

## 2015年改正個人情報保護法附則第12条第3項

「3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、**情報通信技術の進展**、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

園部逸夫・藤原静雄編集個人情報保護法制研究会著  
『個人情報保護法の解説＜第三次改訂版＞』  
(ぎょうせい、2022年6月)563頁

- 【解説】
- 平成27年改正法附則第12条第3項において、政府は、この法律の施行後3年ごとに、改正後の個人情報保護法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。
- しかしながら、令和2年改正の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ、上記の見直し規定によれば、平成27年改正の施行後3年ごとに検討を行う必要が生じるため、令和5年には当該規定に基づいた見直しが求められることとなり、令和2年改正の施行後僅か1年程度で見直しを行わなければならないこととなる。ここで再度個人情報保護法の改正を行い、その施行施行期日を公布の日から

- 起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とすることを繰り返すと、その後も、改正法の施行ごとに1年で見直しを行わなければならないことになる。
- また、平成27年改正の附則の規定により検討が求められる対象は、令和2年改正前の本法の施行状況であるため、令和2年改正の施行の状況は、その検討の対象とならない問題が生じることとなる。
- したがって、平成27年改正附則第12条第3項の趣旨を踏まえつつ、令和2年改正の施行期日から一定の検討期間を設けるとともに、その検討の対象を令和2年改正後の個人情報保護法の施行の状況とする観点から、この法律の施行後3年ごとの見直し規定を新たに設けることとしているものである。

- なお、新個人情報保護法の施行の状況とは、令和2年改正後の個人情報保護法全般について施行の状況を指すものであり、今次改正される事項のみが対象とされているものではない。
- また、これに伴い、平成27年改正附則第12条第3項の規定については、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じたものとして、附則第11条において、平成27年改正附則第12条第3項中「ごとに」を「目途として」に改めることとしている。

# 通信の秘密

- 日本国憲法(1946年(昭和21年)11月3日公布、1947年(昭和22年)5月3日施行)第21条
- 第1項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」
- 第2項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」

## 大日本帝国憲法第26条

- 大日本帝国憲法(1889年(明治22年)2月11日公布、1890年(明治23年)11月29日施行)第26条
- 「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ」



# 無線通信等における通信の秘密

- 電波法(1950年5月2日公布、1950年6月1日施行)
- (秘密の保護)
- 第59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 有線電気通信法(1953年7月31日公布 1953年7月31日)第9条
- (有線電気通信の秘密の保護)
- 第9条 有線電気通信(電気通信事業法第四条第一項 又は第百六十四条第二項 の通信たるものを除く。)の秘密は、侵してはならない。

# 電気通信事業法

- 電気通信事業法(1984年12月25日公布、1985年4月1日施行)
- 第4条 (秘密の保護)
- 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- 第179条()

# 電気通信事業法

- 第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第三項に規定する通信並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号口の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号口の通信履歴の電磁的記録を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者(第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。)が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

# 郵政省「電気通信事業個人情報保護ガイドライン」 (1991年9月)

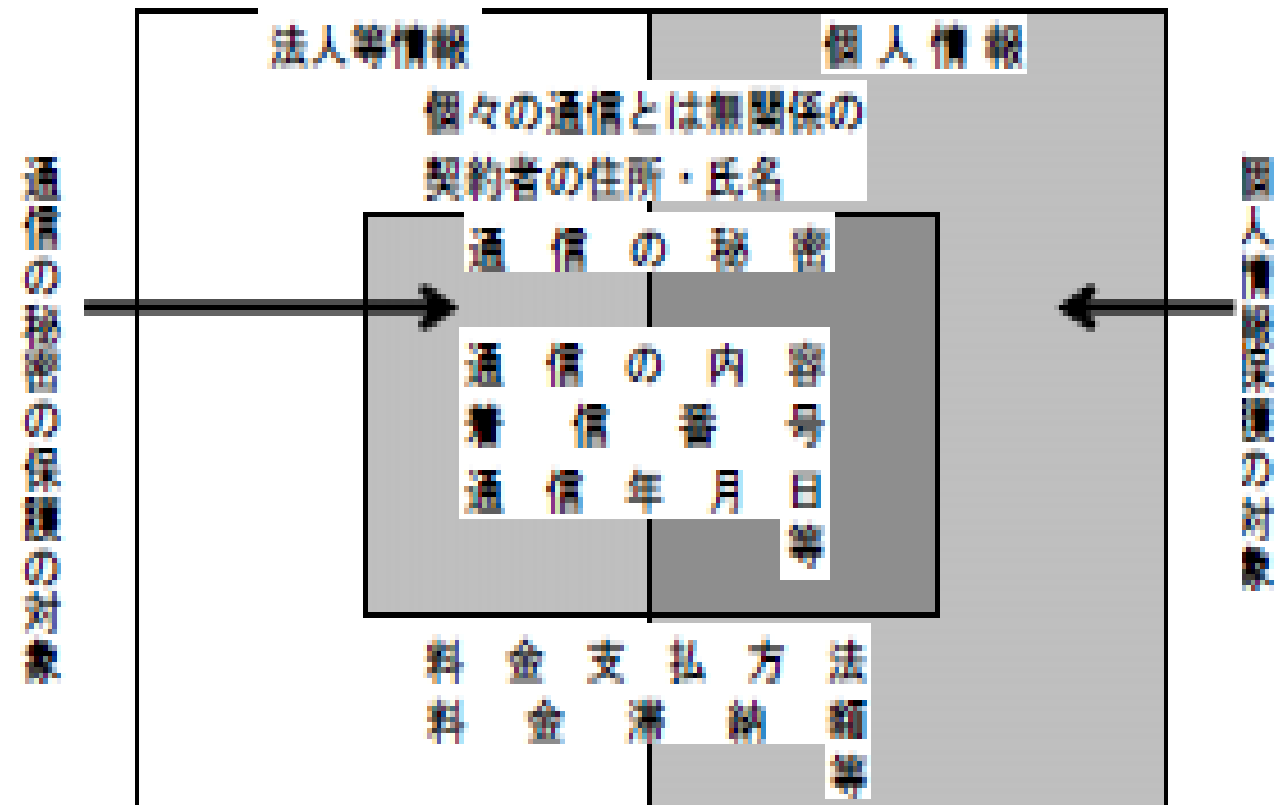


- 郵政省電気通信局「電気通信事業における個人情報保護に関する研究会」報告(1991年8月)
- 郵政省電気通信局長「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(1991年9月)

# 電気通信事業における個人情報保護

## 『電気通信事業とプライバシー保護』37頁

### ●個人情報と通信の秘密との関係



# 堀部政男編著『発信電話番号表示とプライバシー』 (NTT出版、1998年)



## デジタルネットワーク時代の プライバシーとは

迷惑電話防止の切り札として登場した“発信電話番号表示サービス”とプライバシー保護に関わる諸問題を多面的に分析。併せて内外の報告書・規則も収録。デジタルネットワーク社会の秩序形成に向けて、実務家・研究者必読の一冊。

NTT出版 定価(本体3,500円+税)

- はじめに 堀部 政男
- 第1章 発信電話番号表示サービスの概要 大賀 公子
- 第2章 諸外国における発信電話番号表示サービスの提供状況と法的課題 小向 太郎
- 第3章 わが国における発信電話番号表示サービスと課題  
齊藤啓明、多賀谷一照、新美育文、大賀公子
- 第4章 発信電話番号表示サービスとプライバシー 堀部 政男